

# 相続回復請求権と遺産分割請求との関係

朝 山 善 成

被相続人の死亡により、その有していた財産は全て包括的に相続人に受け継がれ、相続人が数人ある時は、相続財産はその共有となるのであるが（民898条）、共同相続人は原則として何時でも遺産分割の協議をすることが出来ると共に、若しその協議が調わないとき等には家庭裁判所に遺産分割の審判を求める事が出来ることとなっている。（民907条、家事審9条乙類10号）一方、真実には相続権を持たないにも拘らず自ら相続人であると称する所謂仮称相続人が遺産を占有し、真正相続人の相続権（相続開始後の相続人の地位）を侵害している場合に、真正相続人は仮称相続人に対し侵害された相続権の回復を請求することが出来るが、この相続回復請求権は真正相続人が自己の相続権の侵害されたことを知ったときから5年、又は相続開始の時から20年の消滅時効に掛かることになっている。（民884条）

そこで問題は、共同相続人の一部の者が他の者を排除して遺産を占有し、民法884条の消滅時効の要件が満たされた場合に於ても、排除された共同相続人から遺産分割の請求が出来るかということである。これを分析すると、先ず第一に、共同相続人の一部の者が他を排除して遺産を占有している場合にも、その者の相続分を越える部分については仮称相続人であると考えられるので、被排除者たる共同相続人から排除者たる共同相続人に対して遺産の共同占有、共同管理を要求する権利もやはり相続回復請求権として民法384条の消滅時効に掛かると考えるべきであるかどうかということであり、更に仮に上記の場合に消滅時効に掛かると考えた場合、このように既に他の共同相続人が遺産を占有し被排除者の相続回復請求権が民法884条により時効消滅した後に於て、被排除者たる共同相続人からの遺産分割の請求に対し排除者たる共同相続人は相続回復請求権について既に消滅時効が完成していることを理由に、これを拒むことが出来るかということである。

## 二

(一) この問題に関しては学説判例ともに分かれているが、まずこれを整理してみると、甲乙両説に大別することが出来る。即ち甲説は共同相続人の一部の者が他を排除して遺産を占有した場合に、被排除者たる共同相続人より回復を請求するのは相続回復請求であるから、民法884条の消滅時効の規定の適用が認められるべきであり、更に相続回復請求権が時効消滅した場合、遺産分割請求も許されないとする見解であり、これに反し、乙説は、共同相続人間では相続人平等の理念から専ら遺産分割によってのみ問題を解決し、相続回復請求権を問題とすることを認めないか或は少なくとも民法884条の消滅時効の規定の適用を排除しようとする見解である。即ち問題の前提たる相続回復請求権の成否について、甲説は積極的に、乙説は消極に解せんとし、その結果問題の結論たる遺産分割請求権

の有無については逆に甲説は消極、乙説は積極説をとることとなっている。

(二) 先ず判例は主として甲説による。即ち

(1) 大阪高裁昭37.11.17決(家裁月報15巻2号)は相続回復請求と遺産分割請求とを区別しつつ、相続回復請求権が時効消滅した場合、当該遺産について被排除共同相続人は相続適格を喪失するため遺産分割請求をすることが出来ないとする。即ち、「……Xは相続の開始の日の昭和22年7月3日当時、YとともにAの共同相続人となったことを知っており、Aの前示遺産のあることを調べず、これに対する自己の相続分を放置していた処、その後9年後、Yの養子Bの前示持分放棄による名義書替の要求に接して遺産の存在を知り、昭和33年中前示損害賠償の訴を(筆者のいう相続回復請求として)提訴したものであり、他方YはAの共同相続人であるが、殊に前示遺産中の田の収益を全部取得して、Xの共同相続人たる財産上の地位を明確に排除しその相続権(民法905条1項にいうところの相続分)を侵害し、Aの遺産に対するXの相続分をも占有管理しているものというべきである。そしてYは前示のように時効の援用をした。するとXは昭和27年7月3日当時までの間相続回復請求権を行なわなかったものであってその相続回復請求権は消滅したものとわねばならない。従ってXは共同相続人としてYに対し遺産の共有を回復主張することが出来ない以上本件遺産分割審判の申立人たる資格を有しないものというべきである。相続回復請求権が時効で消滅したか否かについての抗争は元来訴訟事項であるけれども、遺産分割審判手続に於て審判事項の先決問題として審理判断しうるものと解するのが相当である。Xの本件審理の申立は不適法であるというべきである。……」

(2) 福島家裁白河支部昭和37年10月27日(家裁月報15巻2号)は相続回復請求権と遺産分割請求権とを明らかに区別しつつ、遺産をめぐる権利関係を速かに確定しようとする民法884条の立法趣旨に照して、右消滅時効が完成している場合、被排除者たる共同相続人からの遺産分割請求に対して相手方はそれを援用して侵害部分の返還を拒否することが出来るとする。即ち「遺産の分割は共同相続人間で遺産を分割することであって、分割の対象である遺産即ち相続財産については、共同相続人の一部の者が遺産の全部又は一部を占有等して他の共同相続人の相続権を侵害していようがいまいがこれを問わないものであるし、相続人の資格につき争いがあり、審理の結果相続人であることが明らかになった場合も遺産の分割とみるべきである。これに対し、相続回復請求は相続人が仮称相続人に対しその相続権の侵害を要件として相続財産の回復を求める権利である。その相手となるものは審理の結果表見相続人であることが明白となった場合も相続回復請求権の行使とみるべきである。従って本件申立の対象となった遺産につき、仮に相手方が遺産を占有し申立人の相続権を侵害していたとしても、本件記録上明白なように被相続人の共同相続人である当事者双方が互いに相続権のあることを争わない以上、相続権の侵害の有無に拘らず、本件遺産についての分配は、遺産分割申立によってのみなすべきであるから、本件申立ての適法なことは云うまでもなく……」「……然して、本件では相手方は相続権の侵害を主張して相続財産の返還を争っている。そしてこの点につき審理の結果相手方主張の事実が認められるとすれば、相手方は申立人の共有持分権を侵害していることとなるものであるが、民法が884条で短期消滅時効を定め、仮称相続人とこれに基いて発展した相続財産関係を速かに確立して長年月の後に覆滅することの不当を制限しようとした立法趣旨に照すと、相手方は申立人の侵害部分の返還請求に対し、右同法条所定の時効が完成していたとすれば、その援用により侵害部分の返還はこれを拒否することが出来るものと解するのが

相当である。……」

これに対し東京地裁昭和33.5.7判下級民集15巻5号1035頁は乙説をとる。即ち、「本訴は他の共同相続人を除外して被告が相続財産である本件不動産について、単独所有権移転登記をした場合に於て、除外された共同相続人である原告等から、共有権に対する妨害排除として登記を実体的権利に合致させるため、自己の持分について更正登記手続を求めたものであり、その訴訟物は通常の共有権に基く妨害排除請求権であって、相続回復請求権としての性質を有しないものである。けだし、相続回復請求権は本来相続権のない者が権限なくして相続財産の管理処分をする場合に真正な相続人に相続財産を回復するために認められた特殊な請求権であるが、現行法上かかる請求権を認める実益は民法884条に規定する短期消滅時効以外存しないのであって（個々の財産を特定することなく包括的に相続によって取得した財産上の地位を回復する請求は、請求の特定執行などの点に於て疑問があり、その成否は極めて疑わしい）、右短期消滅時効の設けられた趣旨は、家督相続の廃止された現行法の下に於ては必ずしも明瞭とはいえないが、表見相続人が相続財産を管理処分している場合にこれを永く不確定な状態におくことは相続が重大な利害関係を伴う事項である意味に於ても、又表見相続人の保護、取引の安全のためにも避けるべきであるから、真正相続人の回復請求に短期消滅時効を設けることは理由がないとはいえないが、相続財産が共同相続人の一員の手の中にある場合に於ては、遺産分割の問題として考えれば足りるのであって（殊にその場合に短期消滅時効のため共同相続人が分割請求権を喪失し相続財産につき何らの権利をも取得し得ないとするのは、専横な相続人の利益に偏し共同相続の理念徹底を期しえない処がある。）、共同相続人が遺産分割の前提としてその相続財産につき共同相続人の共有関係を回復することは、通常の共有権に基く妨害排除請求権であって、この場合相続回復請求権の性質を有するものということとはできない。」

(三) 次に学説に於ては乙説が優勢である。即ち

(1) 泉久雄氏（註釈民法相続編38頁）は、遺産分割前つまり遺産共有が継続している間に於ては、真正相続人間に於ては相続回復請求権は問題にならず、真正相続人は遺産管理への参加（民252条）或は遺産分割請求（民907条）の方法によって自己の相続権の内容を実現すればよいとする。

(2) 星野英一氏（家族法大系VI 354～5頁）は、共同相続の理念から、共同相続人の間では相続回復請求権は存在せず専ら遺産分割の問題と解すべきであって、その場合、遺産を占有する共同相続人は相続回復請求の時効消滅をもって抗弁とすることが出来ないとする。

(3) 田尾裾分両氏（判例タイムズ174号85頁以下）は、被排除者たる共同相続人は排除者たる共同相続人に対し、遺産の共同管理、占有、収益へ参加することを請求することが出来るが、この共有への参与の請求は、相続回復請求ということが出来るとしながら、この相続回復請求は次のような理由で民法884条の適用は受けないとする。即ち、① 相続人の平等という相続法の理念からすれば、共同相続人の一部の者が利益を受けるようなことはできるだけ避けるべきこと。② 共同相続人間には、純粹の仮称相続人と真正相続人との間に於ける場合と違い、特殊な人間関係がある。即ち、純粹の仮称相続人と真正相続人の間では、遺産の処理も分配が問題なのではなく、どちらが取得するかが問題であるから、この場合権利関係を明白にするため、権利者が時効によって不利を受けても止むを得ない。他面、真正相続人の相続回復による表見的権利関係の覆滅は、権利関係の全面的交

代を招来し、その影響は重大であるから民法884条の短期消滅時効を認める理由がある。これに反し、共同相続人間に於ては特殊な人間関係があり、遺産の価値保存の点からも被排除者たる共同相続人の権利行使を急かすべき必要は少ない。またこれに権利不行使の不利益を負わせるのも適当でない。更に、共同相続人間では遺産の共有形態を変更するのみで足り、分割を行うにしても共同相続人間の分配の問題であるにとどまり、その影響も少ない。他の共同相続人の犠牲に於て他の一部の排除者を保護する理由はない。

③ 相続回復請求権の消滅時効の効果が不徹底であること。(因みに、相続回復請求権が消滅時効した場合の効果について、右の田尾=裾分説は相続回復請求権の集合であるとする立場に立ち、時効によって消滅するのは個々の物上請求権の集合たる相続回復請求権があって、本権たる相続権(所有権等の集合的地位)へは何の影響もないと解している。)

これに対し、学説として甲説をとるものは、谷田貝三郎氏(法律時報35巻9号)である。

即ち、相続回復請求と遺産分割請求とを区別し、共同相続人間に於ても相続回復請求権が消滅時効にかかることを認めた上、相続回復請求権について短期消滅時効を定める趣旨が、真正相続人と仮称相続人又はそれから遺産を譲り受けた第三取得者との各間の権利関係を速かに確立することにあることに照らして、遺産分割請求に於ても、民法884条の消滅時効を援用することを認めるべき実質的理由があるとし、更に、その理論的根拠として共同相続人の一部を排除してなされた遺産分割の無効を主張して、被排除者たる共同相続人が遺産の再分割を請求するのは、相続回復請求の一態様であるとする考え方(我妻立石367頁)を一步進めて共同相続人がその一部の者を排除して遺産を占有している場合に於ける遺産分割請求は、常に相続回復請求の一場合であると解しようとする。そして、かく解しう理由として、遺産分割が実現された暁にはその遡及効により相続開始の時に遡って権利取得が認められ(民法909条)、それまで相続財産の占有管理から除外されていた者も取得した物また権利の引渡を請求することが出来るのみならず、それまでの収益の返還を請求することが出来て、完全に相続回復請求の目的を達することが出来るからであるとする。

### 三

そこで以下本問題に於て、主要の論点となるべき事項について、判例学説上の両説の主張を辿りながら検討していくこととする。

先ず、共同相続人間には相続回復請求権の成立は否定せらるべきものかどうかについて考えると、共同相続人中一部の者が他の者を排除して遺産を占有している場合は、その相続分を越える部分については、仮称相続人というの外なく、従って遺産分割請求に関する民法907条を除外して考える場合には、当然相続回復請求権の成立あることは当然である。ところが、共同相続人間には民法307条の遺産分割請求権の制度あるため、かような相続持分について仮称相続人の侵奪があってもこれが相続回復請求権は認めえないものと云えるかということが問題になる。乙説中泉氏、星野氏、東京地裁昭和39年の前記判例はいずれも、共同相続人の平等という共同相続の理念から共同相続人の間では相続回復請求権は存在せず専ら遺産分割の問題とすべしとし、また田尾裾分説は右と同じく共同相続人平等の理念のほか、更に共同相続人間に特殊な人間関係があること、相続回復請求権の時効消滅の効果が不徹底であること等の理由から、共同相続人間に於ては民法884条の消滅時効の

規定の適用を排除しようとする。

思うに共同相続人の平等という理念から考えるならば、右の乙説の理由づけはいづれも傾聴に値すべきものではあるが、しかし相続が開始した後20年以上も相続財産を他の共同相続人の占有にまかせて、自己の権利を主張せず、いわゆる権利の上に眠っている相続人をいつまでも保護する必要があるかどうか疑問に思われるし、また相続回復請求権の時効消滅の効果が本権たる相続権に影響を与えない不徹底なものであるという考え方については、後述の如く賛成出来ないので、結局遺産についての権利関係、事実関係を速かにあるべき姿に戻させようとする民法884条の趣旨を考えるならば、やはり共同相続人間に於ても同条の適用を認むべきであると解せざるをえないのである。

然らば、次に右のように被排除共同相続人の相続回復請求権が時効消滅した場合、その者の排除者たる共同相続人に対する遺産分割請求は如何なる影響を受けるかということが問題になる。甲説に依れば、相続回復請求権が時効消滅した場合、被排除共同相続人は最早や遺産分割請求は出来ないとせられるのであるが、その理由づけとして、福島地裁白河支部昭和37年審判は民法884条の立法趣旨から、同法所定の時効が完成しているときは、排除者たる共同相続人はその援用により遺産分割の請求を拒むことが出来るとしているが、相続回復請求権と遺産分割請求とを明白に区別しておりながら、前者に関する消滅時効の規定を後者において援用することを認める理論的根拠が明白でないと考えられる。

(同旨法律時報3巻9号) また、谷田貝説は共同相続人がその一部の者を排除して遺産占有している場合に於ける遺産分割請求を相続回復請求の一場合であると構成し、後者に関する消滅時効の規定を前者にも適用することを認めようとするのであるが、両権利の法的性格が異なり、前者が形成権で後者が請求権と解されている以上、前者をもって後者の一場合と解することには疑問が残ると云わざるを得ない。(同旨判例タイムス174号90頁)

思うに、遺産分割請求は、共同相続人の各人がその請求により共同相続人間に於て遺産を分割しなければならないという一定の権利関係を形成する形成権であり、また、相続回復請求権はそれを包括的なものと解するか集合的なものと解するかは兎も角相続人の地位を回復するための請求権であると考えるのが一般的考え方であって、両者は法的性格を異にすると解せられるので、後者の消滅時効の規定を前者に直接に適用することは出来ないであろう。しかし、元来遺産分割請求は各共同相続人が遺産について相続持分を有していることを前提として、遺産を各持分に従って分割するものであるところ、相続回復請求権が時効消滅した場合その効果として被排除相続人の当該遺産に対する相続権は消滅し、表見相続人に於て遡及的に相続権を取得したことになると解するべきであるので(同旨近藤483頁、中川註解31頁、於保41頁。反対前記田尾=裾分説) その場合被排除共同相続人は遺産分割請求の前提というべき遺産の相続分を喪失したということになり、最早遺産分割請求は認められないという結論になると解せられるのである。前記大阪高裁昭和37年決定は、相続回復請求権が時効消滅した場合被排除共同相続人は続分割請求の資格を失うとしているが、大体右の考えと同様の考え方をしているのではないかと考える。